



労基署便り 2017 No.1

大河原労働基準監督署



～ すべての方が安全、安心して働くことができることを目指して ～

謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては、希望に満ちあふれる新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。旧年中は、働き方改革、12次防など当署の円滑な業務推進に格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年は、これまでの取組をステップに更なる高みを目指して飛躍に努める年となろうかと存じます。中でも、長時間労働抑制、過労起因災害防止、無期転換ルールへの対応、少子高齢化・労働力減少などに対応した労働環境の整備・充実などは喫緊の課題であり、企業としての成長を左右するほどに重要な取組となると存じます。

私どもは、すべての方が、その能力を十分に発揮することで、いきいきとして仕事することができ、人間らしい豊かな生活を実感できる社会、地域の実現のため、精一杯努めてまいります。皆様におかれましては、労働者の方のためだけではなく、未来を担う世代を含めたすべての方のために、私どもと一緒に御尽力くださいますようお願い申し上げます。

結びといたしまして、皆様のますますのご発展とご健勝を祈念申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。

◎ 平成 28 年労働災害発生状況（1 月～11 月）

	大河原署管内			宮城局管内		
	H27	H28	前年比	H27	H28	前年比
製造業計	41	45	4	353 (3)	403 (3)	50
食料品製造業	13	10	-3	152	183 (1)	31
機械金属製造業	14	19	5	103 (1)	120	17
建設業計	18	29 (1)	11	325 (3)	370 (5)	45
土木工事業	5	12 (1)	7	97 (1)	121 (4)	24
建築工事業	11	15	4	191 (2)	210 (1)	19
その他の建設	2	2		37	39	2
運輸交通業計	12	7	-5	285 (3)	301	16
道路貨物運送業	11	6	-5	243 (3)	248	5
商業	14	24	10	318	359 (1)	41
全産業	133 (2)	147 (2)	14	1,957 (17)	2,053 (14)	96

※ 休業4日以上死傷労働災害（労働者死傷病報告による）。前年比は死傷者数。（人）

※ ()は内数で死亡者数 ※機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

木造建築物改築工事現場で墜落による死亡災害が発生！

11月下旬、白石市内の木造建築物の改築工事現場で建設会社の代表者が足場上で梁を渡す作業をしていた際、墜落して死亡しました。当該足場は、高さ約4mの梁と梁の間に木材（長さ4m×幅26cm×厚さ5cm）を渡しただけで固定していませんでした。

高さ2m以上の箇所で行うときは、墜落を防止するため、足場を設ける等により作業床を設置し、作業床の端には手すり、安全ネット等の墜落防止措置を講じていただくようお願いします。



無資格就業による移動式クレーンの転倒事故が発生！



11月上旬、柴田郡川崎町内の工事現場でつり上げ荷重2.9t移動式クレーンにより伐採した伐採木の運搬、荷下ろし作業を行ったところ、当該移動式クレーンが転倒しました。

災害発生時、移動式クレーンの運転資格を有していない労働者が作業を行っており、強風が吹いていましたが、アウトリガーを張り出していませんでした。また、定格荷重計が壊れており、定格荷重を把握していませんでした。

移動式クレーンの転倒災害は全国各地で多数発生しています。

無資格者による作業禁止、強風時の作業中止、アウトリガーの適正な使用、車輛点検整備の徹底をお願いします。

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」スタート！

～ 小売業、社会福祉施設、飲食店の皆様、積極的な取組を ～

1月から、全国で、小売業、社会福祉施設、飲食店を対象とした労働災害防止活動がスタートします。具体的には、転倒、急な動き・無理な動きによる負傷などを減少させるため、管理体制の確立、KY（危険予知）活動、4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動、危険の「見える化」など各種活動による安全衛生水準の向上を目指します。

関係者の皆様におかれては、積極的な取組により、働く人に安全で安心な職場づくりをお願いします。詳細は、厚生労働省の特設サイト「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」まで。

労働時間制度の整備と衛生管理体制の充実が急務！

～ 社会福祉施設における自主点検結果 ～

社会福祉施設の皆様には、監督署による説明会等で自主点検実施とその結果報告に対する御協力をお願いしていたところですが、その結果がまとまりました。全体としては、適正な労働条件の下、より良い職場づくりに努めていただいておりますが、一部に御留意いただきたいことがありました。

目立った点としては、1か月単位や1年単位の変形労働時間制を採用する際に必要な事項が明確に決められていない、協定の際の労働者代表が事業場の指名で選任されている、休憩時間が十分に確保されていないという事業場が少なからずありました。

また、労働衛生面においては、定期健康診断が1年以内ごとに確実に実施されていない、衛生委員会が毎月開催されていない、長時間労働となった労働者に対する医師による面接指導制度が適切に運用されていないといったことも散見されたところです。

社会福祉施設の皆様におかれましては、引き続き、良好な労働環境の維持・向上に取り組まれますようお願いいたします。

労基法や安衛法に基づく各種報告や届出をお忘れなく！

新たな年を迎えましたが、1年単位の変形労働時間制に関する協定や時間外・休日労働に関する協定届（36協定）の届出はお済みでしょうか？1月からの切替えの企業におかれましては、協定期間に空白が生じることはないよう、十分に御留意ください。

また、改正育児・介護休業法が1月からスタートしています。就業規則の変更を必要とする企業も多いことかと思しますので、お早めに変更届をお願いします。

安全衛生関係でも、平成27年12月からのストレスチェック制度の検査結果等報告書の提出が必要ですし、じん肺健康管理実施状況報告は平成28年分を2月末日までの提出が必要です。

御不明な点については、監督署までお問い合わせください。

発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やご悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。労働条件関係は監督課、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。